

協力医療機関の届出について

●下記の施設サービスについて、毎年、**年に1回以上**、協力医療機関に関する届出書について、指定権限者へ提出する必要がありますので、速やかに提出をお願い致します。

なお、高知県指定の施設等について、令和7年度に必要な提出ができていない場合は、令和8年3月13日を目処にご提出をお願い致します。

- ・特定施設入居者生活介護（地域密着型も含む）
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護老人福祉施設（地域密着型も含む）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

【注意】

介護保険法に関する届出を行う場合と、**老人福祉法に関する届出**を行う場合で、**申請の受付フォームが異なります**ので、お間違いのないようお願い致します。

- ・**介護保険法**としての届出を行う場合：**電子申請・届出システム**（厚生労働省が提供するシステム）
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>
- ・**老人福祉法**としての届出を行う場合：**高知県電子申請サービス**（高知県が提供するシステム）
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay